

米の生産調整は徐々に緩和する。米価が低下するので、コストの高い飯米農家は米を生産するより買ってきた方が安上がりとなるので、直接支払いを受け経営余力が生じる担い手へ農地は移動し、担い手の規模が拡大する。このプロセスを繰り返すことにより、米の供給曲線は段階的に下方にシフトする。(なお、米については、主業農家の所得は604万円で勤労者世帯を大きく下回る一方、副業的農家の所得は869万円で勤労者世帯を大きく上回っている。また、副業的農家の農業所得は11万円にすぎない。)

このような施策の効果は次のとおりである。

- ア. 農業の生産性向上により、消費者にも利益が還元する。
- イ. 食品産業の原料問題も解決する。
- ウ. 米価低下により米需要は拡大するので、生産調整はさらに緩和できる。また、米と麦・大豆等の収益格差が解決に向かうので、麦・大豆等の作付けも増加し、食料自給率が向上する。
- エ. 価格低下により、肥料・農薬等の投入量が減少し農業が環境によりやさしくなる。
- オ. 国産農産物の競争力が向上することにより、AMSや関税は引き下げ可能となるので、国際交渉上のポジションが強化される。関税によるよりも直接支払いによる方が、農家所得を維持しつつ、国民経済全体の厚生水準を高める点で優れている。

注. 以上は私の所属する組織の見解ではない。

第1848回(4月17日)

エコラベルとWTO協定

藤岡 典夫

エコラベル(「環境ラベル」とも呼ばれる)は、ある製品の環境負荷が比較的少ないことをラベリングという方法で消費者に伝達する

ことにより、環境保全型製品の普及を目的とするものであるが、供給側の意図は、当該製品の差別化による市場の確保である。

エコラベルは、世界各国で作られているが、各国の異なった環境状況を反映して作られることもあって貿易摩擦の原因になることもあり、WTO協定との関係をどう考えるかが、WTOのCTE(貿易と環境に関する委員会)等で国際的な論議になっている。本報告は、エコラベルとWTO協定との関係に関する論議の論点整理を行うものである。

1. エコラベルを巡る貿易摩擦の背景としては、ライフ・サイクル・アプローチ(LCA)の採用の拡大に伴い、認定基準の中に、製品に関連しない生産工程・生産方法(製品非関連PPM(processes and production methods))を取り込んだエコラベルが増えていることがある。WTO協定との関係についての論議の争点は二つあり、一つは、製品非関連PPMに着目したエコラベルへのTBT協定(Agreement on technical Barriers to Trade, 貿易の技術的障害に関する協定)の適用があるかどうか、もう一つは、そもそも製品非関連PPMに着目したエコラベルがガット/WTO協定下で許されるのかどうか、である。

2. これら二つの争点は関連しており、根本的には、製品非関連PPMの概念をガット/WTOルールの下で認めるのかどうかという対立である。

製品非関連PPMに着目したエコラベルを肯定する先進国と、これをWTO違反とする途上国との対立の解消は難しいが、最近では途上国の一部に若干の変化が見られる。

この問題に関連するガットの条項としては、第1条第1項および第3条第4項がある。第1条第1項については、米国とメキシコの間で争われたドルフィンセーフラベルに関するガットパネルの判例があり、このケースではガット違反ではないとされた。ただ、政府の関与の程度如何によっては、ガット違反になるケースもありうるであろう。

3. エコラベル以外にも、PPMに着目した措置とWTO協定との関係を巡る問題はあり、例えば当該PPM措置が直接的な輸入規

制措置の場合は、たとえその基準が内外無差別であっても、ガットはより厳しい見方をしている（同じく米国とメキシコの間で争われたマグロ・イルカ事件において、メキシコ産マグロを禁輸した米国の措置に対して、パネルは、ガット違反であると裁定）。

ガットパネルは、もし PPM に着目した措置が、同じ基準を内外無差別に適用する限りガット上許されるとすれば、輸出国の環境規制が自国のそれと比べて不十分である場合は、当該国からの輸入を制限できることになり、自由貿易体制に脅威となることを危惧した。

4. PPM 措置を WTO 上どのように取り扱うかは、特に労働基準の問題に波及することを恐れる途上国の立場があって、今後も解決の困難な問題であるが、その中で、エコラベルのような「任意のラベリング」という方法は、最終的な消費者に情報を与えた上で商品の選択をゆだねるものであり、政府の介入の程度が緩やかで、WTO 協定上も問題が比較的少ない。この方法が、各種場面で広まっていくのではないかな。

5. エコラベルに関して、我が国農林水産物の影は薄いですが、我が国の農林水産業は、持続的経営という点で優等生の分野も多い。WTO 協定上問題のない方法でエコラベルを国産振興に活用する余地が、もう少しあるのではないかな。

第 1849 回（4 月 24 日）

和牛子牛の市場構造と価格形成の特質

（科学技術振興事業団）柳 京熙

和牛子牛は、肉牛生産の最終商品ではなく、いわば原料の生産段階に位置付けられる。このため肉牛生産・流通の研究ではなかなか本格的な議論がされなかった。しかし、牛肉自由化を前後にして起きた子牛価格の急騰、その後の低迷などの不安定性が、肉牛生産全体を攪乱させる結果となり、和牛子牛の生産・

流通に大きな関心が集まることになった。さらに輸入牛肉対策の有力な手段であるといわれた和牛生産の健全な発展方向を提示するためにも、和牛子牛の現状把握は極めて重要となる。

本報告は、以上の問題意識の下、近年の和牛子牛市場の変化や価格形成の特質について明らかにすることを課題とした。

日本の和牛子牛生産は和牛特有の商品価値、すなわち高品質嗜好によって規定される傾向が大きい。したがってそれぞれの産地では、高品質の肉牛生産につながる優良血統の子牛生産に尽力している。そのため、まず閉鎖的育種体制の下、優良血統による交配・繁殖を奨励する。また優良血統の確保のため、伝統・先進産地から種雄牛・繁殖雌牛の導入を積極的に行っている。

こうした徹底した生産体制を築く理由は、優良血統の子牛は他の子牛より高い価格で取引されるからである。それは本来、和牛肉の価格格差から由来している。市場で子牛の知名度が上がれば、高い価格で取引されることはもちろんのこと、独占価格と同じように一定の期間、生産の維持に有利に働く仕組みとなっている。

しかし牛肉自由化前後に拡大した新興・後進産地では、伝統・先進産地に比べ、優良血統も改良体制も整備されていない。その結果、新興・後進産地は低い価格形成を余儀なくされている。

さらに伝統・先進産地から繁殖素牛の導入も強いられることによって二重の負担を抱えている。

家畜改良事業団ではこれら新興・後進産地のため、優良な精液を提供しているものの、供給能力の限界によって、本来の目的には達していない。しかし最近の不況による和牛肉の価格低下は産地・市場に大きな影響を与えるようになった。それは既存の和牛改良の進展に伴って形成されてきた価格体系が変化したからである。その変化は直ちに和牛子牛生産のあり方にも大きな反省を迫る勢いである。

以上の検討をまとめると以下のとおりである。

一つは、各和牛子牛市場は特定の肥育産地